

社会福祉法人室蘭福祉事業協会 保育所管理規則

昭和51年11月1日	施行	昭和55年4月1日	一部改正
昭和59年1月1日	一部改正	昭和60年1月1日	一部改正
昭和62年4月1日	一部改正	昭和62年12月4日	一部改正
平成元年4月1日	一部改正	平成8年4月1日	一部改正
平成11年4月1日	一部改正	平成12年4月1日	一部改正
平成12年9月1日	一部改正	平成13年4月1日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正	平成14年10月1日	一部改正
平成16年4月1日	一部改正	平成18年9月25日	一部改正
平成20年1月1日	一部改正	平成21年4月1日	一部改正
平成23年4月1日	一部改正	平成25年11月1日	全部改正
平成27年4月1日	一部改正	平成27年5月26日	一部改正
平成29年4月1日	一部改正	令和元年10月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正	令和3年4月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正	令和7年4月1日	一部改正

(目的)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、北海道児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例（平成12年条例第108号。以下「道基準」という。）、室蘭市保育所における保育に関する規則（昭和39年規則第30号。以下「市規則」という。）その他別に定めるもののほか、社会福祉法人室蘭福祉事業協会（以下「法人」という。）が設置する保育所等の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則における用語の意義は、支援法において使用する用語の例によるものとする。

(設置、名称等)

第2条 法人は、法第35条第4項の規定に基づく児童福祉施設として保育所を設置する。

2 保育所の名称、位置及び認可定員は次のとおりとする。

名 称	位 置	認可定員
双葉保育所	室蘭市みゆき町2丁目16番1号	105名
楽山保育園	室蘭市宮の森町3丁目1番95号	95名
白鳥保育所	室蘭市白鳥台2丁目8番3号	90名
東町保育所	室蘭市寿町1丁目11番5号	120名
常盤保育所	室蘭市栄町2丁目6番16号	120名

(利用定員)

第2条の2 前条第2項に規定する認可定員のほか、利用実績に基づく利用定員を定める。

2 利用定員を定めるときは、法人は室蘭市長に申請するものとする。

(職員及び職務)

第3条 保育所に、所長又は園長（以下「所長」という。）、保育士、調理員、嘱託医を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 保育士 最低基準を満たす人数以上
- (3) 調理員 2名以上

(4) 嘱託医 1 名以上

- 2 前項に掲げる職員のほか、主任保育士、次席保育士、看護職員等必要な職員を置くことができる。
- 3 所長は、上司の命を受け、職員を指揮監督し、所務を統括する。
- 4 主任保育士は、上司の命を受けて次席保育士その他職員を指揮し、所務に従事するとともに所長を補佐する。
- 5 次席保育士は、上司の命を受けて職員を指揮し、所務に従事するとともに主任保育士を補佐する。
- 6 前3項に掲げるものを除く職員は、上司の命を受け、所務に従事する。

(開所時間等)

第4条 保育所の開所時間、保育時間及び休所日は次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開所時間 午前7時30分から午後6時30分まで
- (2) 保育時間 午前8時30分から午後4時30分まで
- (3) 休所日
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ウ 12月31日から翌年の1月5日まで（前号に規定する日を除く）

(特別保育)

第5条 保育所は、前条に規定する開所時間等による保育のほか特別保育を実施するため開所するものとし、その保育時間、実施保育所等は次のとおりとする。

特別保育の種類		保 育 時 間	実 施 保 育 所
延長 保育	保育標準時間認定	午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分	東町保育所
		午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分	全保育所
	保育短時間認定	午前 7 時 00 分から午前 7 時 30 分	東町保育所
		午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分	全保育所
		午後 4 時 30 分から午後 7 時 30 分	
休日保育		午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分	常盤保育所
障害児保育		開所時間に同じ	全保育所
体調不良児対応型病児保育		午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分	双葉保育所 東町保育所 常盤保育所
一時預かり		午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分	双葉保育所 東町保育所
休日一時預かり		午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分	常盤保育所
こども誰でも通園制度		午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分	双葉保育所

- 2 特別保育の実施に関し、必要な事項は市規則に準拠し理事長が別に定める。

(年始保育)

第6条 第4条の規定に関わらず、毎年1月4日から開所（以下「年始保育」という。）する。

2 実施保育所は、常盤保育所、東町保育所とする。

3 第2項に規定するほか年始保育の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(給食)

第7条 保育所は、利用する子どもに対し、給食の提供を行う。

2 給食の提供を受けた子どもの保護者は、理事長が別に定める給食費を支払わなければならない。

第8条 削除

(通所)

第9条 子どもの通所は保護者が責任をもって行うことを原則とする。

(欠席の届出)

第10条 保護者は、子どもが欠席する場合には、口頭又は文書で所長に届け出るものとする。

(休所)

第11条 所長は、次の各号に該当するときは、保育所を休所することができる。

(1) 保育所内に感染症等が発生し、又は、発生のおそれがあるとき。

(2) 災害その他により通所に支障があるとき。

(3) その他、子どもの保護上必要があると認めたとき。

(通所拒否)

第12条 所長は、子どもが次の各号の一に該当するときは、通所を一時拒否することができる。

(1) 感染症等にかかったとき。

(2) 心身の著しい異常、その他保育することが困難と認めたとき。

(休所等の報告)

第13条 所長は、前2条の措置を取ったときは、直ちに保育の実施権者及び理事長に報告しなければならない。

(苦情対応)

第14条 所長は、保育所に関する苦情を受けた時は、速やかに事実関係を調査し、その結果を保護者に報告するものとする。

(秘密保持)

第15条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の個人情報等を漏らしてならない。退職した職員も同様とする。

(非常災害対策)

第16条 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、避難等に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、子ども、職員の防災訓練を行うものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

(給与規則の一部改正)

2 給与規則第 40 条第 2 項に次の事項を加える。

ただし、保育所においては、12 月 31 日から 1 月 5 日までとする。

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。